

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設に係る保安規定の変更認可申請に関するヒアリング(5)

2. 日時

令和5年4月11日(火) 13時30分～14時40分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

審査グループ 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、中野上席安全審査官、野村主任安全審査官、  
内海安全審査官、青木安全審査専門職、鈴木安全審査専門職

原子燃料工業株式会社

白神執行役員 品質・安全管理室長

塩田執行役員 熊取事業所長

熊取事業所担当部長 他6名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1：参考資料1-1 加工事業変更許可申請書の内容の保安規定への反映項目確認

資料2：参考資料1-2 設工認から保安規定への反映項目確認

資料3：参考資料1-3 保安規定における図表の加工事業変更許可申請書及び設工認申請書との反映項目確認

時間	自動文字起こし結果
00:00:01	えっと録音開始させていただきました。
00:00:03	本日のヒアリングですが、江藤、先日の審査会合を踏まえて提出いただいた資料について、簡単にご説明いただいた上で、原子力規制庁から、
00:00:14	質問をして資料の内容を確認していきたいと思います。
00:00:19	それではまず、熊取側から提出いただきました資料のご説明を簡潔にお願いいたします。
00:00:30	原子燃料工業の岡田です。
00:00:32	まず、本日提出いたしましたし論の、について説明いたします。
00:00:38	資料は3、三つございます。
00:00:44	一つ一つ、一つ目は、
00:00:47	これまでの
00:00:51	本規程、
00:00:52	の申請について説明のための、にまとめた
00:00:58	とか、
00:00:59	及び設工認からの要求事項を、保安規定及び関係下部規程へどのように反映させるか、ということ、
00:01:11	表の表形式で説明した資料になります。それに、
00:01:19	次、ついて
00:01:21	これまでの面談及び審査会合での指摘。
00:01:27	を踏まえて見直したものになります。それぞれ、それと、さらにですね層 面談を
00:01:39	7まで、
00:01:41	し、指摘いただきまして、その保安規定の、
00:01:47	申請、
00:01:49	章に反映させている内容について、それが
00:01:55	許可及び設工認の、
00:01:59	中で
00:02:01	示したものと、
00:02:06	からどうねどのように抽出したか、どのように変更したかということが わかるような、
00:02:12	に対比できるような資料を、
00:02:17	もう一つ作っています。説明は以上です。
00:02:24	はいこの点に関して規制庁から何か言いますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:02:28	規制庁野村です。この参考資料1-1とかに行って前回とかなり大きく構成が変わってきて、
00:02:37	対応する箇所が探しにくいと感じてるんですけど、今回このように大きな構成を変えてきた理由っていうのは何でしょうか。
00:03:01	あ、あ、
00:03:03	原子燃料工業の方です。これまでの鳥栖市資料についてはですね
00:03:11	結構に
00:03:14	何も、
00:03:20	まとまりがなく
00:03:22	上から羅列した状態になっていたものをですね、今回は基準を設けまして、それは
00:03:33	許可からの受注ですと、
00:03:35	10億は基準規則の順番で、
00:03:43	見直す、して同じような記載があるものは、
00:03:47	同じところに集約すると。
00:03:51	そういった
00:03:53	ことで
00:03:56	ちょっと見た目が変わったところもあります。設工認の方はですね、
00:04:02	つこはもともと設工認の字数の若い順。
00:04:10	から、
00:04:12	順番、単純に、
00:04:15	東條順で並べていたものですね。
00:04:18	並べてかつ、同じの内容のものは、いろいろ分散して書いてたものです。
00:04:26	ものをですね今回は、設工認を、
00:04:30	の技術基準ですね、の、
00:04:34	順番に、例えば2、それは臨界防止から始まって、あと最後通信連絡設備、
00:04:43	のインターンする技術基準の条項ごとに、同じ関連するものは一つの場所に集約したという、
00:04:53	いうふうに整理を進めた結果こうなっております。以上です。
00:04:58	慶長野村です。わかりました我々もですね、今回の方が比較的しやすいかなとは、ちょっと思うところ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:05:06	なので、どういう理由でこうなったかってことがよくわかりました。以上です。
00:05:17	では続けて、中身の確認を進めさせていただこうと思います。
00:05:22	衛藤。
00:05:25	まず、映し出している資料に、
00:05:29	もう1番目ですね、にありますけれども、この関連で、青木の方から質問させていただきませうけれども、参考資料の1-3のパート一井の方ですね。
00:05:44	こちらの、
00:05:45	5ページ目。
00:05:54	具体的な名前をちょっと避けさせていただきますけども、新旧対照表でいう下の方の、この部屋二つですね、の名前がちょっと、施設工認と違うのかなと思ってるんですけども、ちょっとその辺、
00:06:09	は
00:06:11	どのような整理をされてるのかっていうことでちょっと1番目のコメントとして挙げさせてもらってるんですけども、ちょっと確認いただいた上でご説明いただければと思います。
00:06:37	少々お待ちください。はい。
00:06:50	原子燃料工業の要でございます。
00:06:53	ご指摘あった点、左側の
00:06:57	左下の二つの名称をかと。
00:07:01	と思いますが、こちらはですね、
00:07:05	はい。ちょっと現状の部屋名を示した状態でありまして、
00:07:13	名称は載せ設工認に合わせて、今後見直すという、見直す予定でございます。
00:07:21	以上です。
00:07:24	はい土肥、今のご説明でちょっとはっきりとよくわからなかったんですけども、
00:07:28	本規定の方にある右側の方の、
00:07:33	間違ってるという認識でいいんですよ。
00:07:38	形式上工業の風間でございます。はい、さようでございます。間違っておりますは現状の部屋名を変えてしまっていたという状況で間違っております。
00:07:49	以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:07:50	ちょっと全般中身ですけど、
00:07:54	やっぱりその辺、変更した理由は何ですか。
00:08:01	原子燃料工業藤原でございます。
00:08:03	今回、
00:08:05	アットマークを今回と事業許可でですねこの部屋名称をちょっと用途も変わっておりますので、部屋名称を変えているところでございます。
00:08:15	例えばですね、
00:08:19	この A とし、この衣装できませんぞ、[REDACTED]。
00:08:25	[REDACTED] という形になって書いてるんですけどもともと名前はですね [REDACTED]
00:08:31	[REDACTED] という名前でした。集合体を直接置くわけでもなくてですね、やっぱりすべて輸送物の形で置いたりしておりましたし、
00:08:41	あと貯蔵容器と輸送容器と違う容器も置いておりましたが今後ですね、輸送物しか置かないということで、[REDACTED]、
00:08:50	[REDACTED] というふうに名称を変えてます。
00:08:55	もう一つ一番下側の方はですね、
00:08:58	もともとはちょうど [REDACTED] だったんですけど当然物の出し入れがありますので、[REDACTED] という形で名称を適正化したところでございます。
00:09:10	以上です。
00:09:12	規制庁仲野ですわかりましたありがとうございます。
00:09:18	続けてちょっと図面関係で確認させてもらいたいんですけども、すみませんちょっと細かいですけども、疼痛の方の、
00:09:26	1 枚目ですね、通しページ 26 ページになりますけれども、
00:09:31	これすでに設工認の時に聞いている。
00:09:35	かもしれないですけどちょっと改めて確認させてもらえればと思ひまして、
00:09:40	第 1 廃棄物貯蔵棟の、この管理区域じゃない箇所を、
00:09:44	ですね、二階と三階と中 2 階に、同じ場所にありますけどこれは、
00:09:51	柱なんでした。
00:10:02	原子燃料工業の大亀でございます。
00:10:05	なお、大城高間の大隈でございます。この四角で、白抜きになっているところかと思いますがこちらの、はい。排気塔となっております、
00:10:18	ここは管理区域外の区域となっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:10:23	承知しましてありがとうございます。
00:10:26	で、1階には失礼いたします原燃工紙でございます。1階にはそういったところはないのですが、来ていただくページから、
00:10:37	屋上までに繋がってるまでに繋がる排気塔になっております。以上です。
00:10:44	わかりましたありがとうございます。
00:10:48	では続けてなんですけれども、コメントの2番になりまして、
00:10:56	参考資料の1-3のパート、
00:10:59	2のですね衛藤。
00:11:03	37ページ目。
00:11:24	原燃工でございます現在弊社の参考資料1-3の通しの42ページが表示されております。
00:11:45	焙焼炉ナンバー2-1、研磨くず、乾燥機のところの、
00:11:51	核燃料物質の状態のところなんですけれども、
00:11:59	ウランペレット酸化ウランペレットが抜けているのかなと思っておりまして、
00:12:06	ページ数も言った方がいいと思います。資料とページ数は、
00:12:19	すいませんちょっと待ってください。
00:13:07	お願いし、
00:13:13	今香取側、あれですよねと。
00:13:17	通しページ42ページ開いていただいているという認識だったのでちょっと発言させていただいたんですけども、42ページは、開かれています。
00:13:26	はい。確認しております。
00:13:28	その上から3段目の、
00:13:31	研磨くず乾燥機のところですね。
00:13:33	核燃料物の状態に差があるのかなと思っているんですけども、
00:13:51	原子燃料工業でございます少々お待ちください。
00:14:25	原子燃料工業の方です。その点につきまして
00:14:29	確認して、回答いたします。
00:14:34	はい。よろしくお願いします。
00:14:41	あと、あわせてなんですけれども、
00:14:46	Cページ87ページのBで82ページのところになりまして、
00:14:58	はい、確認しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:15:09	こちら、衛藤。
00:15:11	燃料集合体他区一井が2-1から2-4まで並んでいて、
00:15:17	こちらも核燃料物質の状態が、江藤、燃料集合体が反映されていない状況になっているんですけどこれはあれですかね、整理学上抜いているということになるんですけど、ここも
00:15:29	確認が必要であれば、また後での回答でも構わないんですけども、
00:15:47	原子燃料工業の方です。こちらにつきましても確認して回答いたします。
00:15:53	はい、承知しました。
00:15:57	次に、次のページ開いていただければ、通しで88ページのところなんですけども、
00:16:07	こちらも同じ部分についての確認なんですけども、核燃料物質の状態が制限なし。
00:16:14	というのは、
00:16:18	許可で上げている状態のすべて、どの状態でもいいということ。
00:16:24	かなと思っているんですけど、そういう理解なんですけども制限なしという、
00:16:29	ちょっと、
00:16:32	そこの整理も確認させていただきたいなと思っております。
00:16:49	方、
00:16:55	原子燃料工業でございます。こちらの当院も
00:16:59	後程回答させていただきたく思います。
00:17:03	はい、わかりました。
00:17:14	すいません少々お待ちください。
00:17:24	続きまして
00:17:30	先ほど移していたところなんですけれども、またします。
00:18:02	こちらの管理番号3番のところになりますけれども、
00:18:09	申請書において変更理由、
00:18:14	(3)、記載の適正化としているものが(1)である許可からの、
00:18:21	範囲という形で直すというものを、
00:18:24	の関係性をちょっと確認したくて、
00:18:28	このように整理させていただいております。
00:18:30	具体的に仲野さんから質問いただいてもよろしいでしょうか。
00:18:34	はい、仲野です。例えばですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:18:38	申請書でいうと、
00:18:40	70、
00:18:42	75条とかですね例えば見ていただいて、
00:18:49	これはPDFで言うと、
00:18:53	84ページですかね。
00:18:57	ここで例えば、
00:18:58	2ポチのところで、
00:19:01	一重。
00:19:03	4ページで行きすぎ。
00:19:12	2ポチのところで、
00:19:16	慌てなくていいよ。
00:19:20	私の今の資料費。
00:19:24	青木さんの画面が写ってるけどちょっと、
00:19:29	あれじゃない、こっち。
00:19:34	それぞれ。
00:19:36	全国のミニパトのところで連続的になって今回、
00:19:40	修正されてるじゃないですか。
00:19:42	これ別に修正すること自体は全然構わないんですけど、理由がですね、
00:19:46	これ、加工事業許可をし、組まれたとは書いてあるものの、もともとの申請の理由は、
00:19:54	設工認、
00:19:57	を反映することによって、関係条項の
00:20:01	規定の追加変更を行うという整理だったと思うんですよね。
00:20:05	もともと、
00:20:08	新規基準の適合性の審査は1回終わっていて、今回は設工認の部分だけやっていますという整理だったと私は理解してるんですけど。
00:20:15	今回その連続的になっていう表現は、もともと許可にあった。
00:20:21	事項であって、
00:20:25	例えばせえ等説明資料参考資料1-1、1-
00:20:29	45ページなんか見ると、もう許可のところに連続的になって明確に書いてあるんですよね。
00:20:36	そうすると、この、
00:20:38	修正の理由は、(3)じゃなくて、
00:20:41	単なる、第1回目の改善、前々回の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



00:20:46	保安規定の審査の時の IM 漏れで生きていかないんじゃないかとちょっと思ったりしたんですけどそこら辺はどうですかね。
00:21:02	はい。
00:21:04	原子燃料工業の馬目でございます。
00:21:07	ただいまご指摘いただいたところダストモニターの
00:21:13	機能というか監視状態に関わる場所かと思えますで、我々としてとしましては第5次設工認でダストモニターの
00:21:25	設計、
00:21:28	及び工事について申請させていただきましたのでそういった工事を経て連続的に、
00:21:36	というところを今回追加したといったような考えでございました。
00:21:45	規制庁仲野です。そうするとそれは、
00:21:49	どこを、参考資料補足説明資料の2、1-2かな、2を読めばわかるんですかねちょっとそれが読み取れなかったんで、
00:21:58	ここに書いてあるんであれば教えていただきたいんですけど。
00:22:03	この連続的にが、
00:22:04	明日とモニターと繋がってるっていうのはちょっと読めないんですけど。
00:22:15	原燃工要でございます。少々お待ちください。
00:22:28	原子燃料工業の岡田です。
00:22:32	先ほど説明しましたのも背景にはあるんですけども、こちらの方を示したのも書きにあるんですけども、こちらの方を今回追加したのは、
00:22:44	確かに事業許可の、ソフト対応の反映というものは、すでに本規定の方、
00:22:54	審査いただいて、認可されたもの。
00:22:58	ではあります。
00:23:01	ですけどそれぞれで、
00:23:04	大府
00:23:05	それ、
00:23:08	そこからも漏れていたという話にはなるんですけどもそうでもいいんですよ別にもらっても、その適性が持ってきたことではない。
00:23:19	踏まえてですね、9本としましては事業許可でこん連続的にということ、許可の種取得の時に、
00:23:30	明らかになったんしたところなので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:23:33	許可を踏まえた変更のカテゴリーに今回の話で
00:23:39	単純な
00:23:41	にをはとかですね、許可に出てこない事項といったものではないので、 (3) の記載の適正化と小分けして、
00:23:51	表現しているということになります。
00:23:54	いや、
00:23:55	規制庁中間ですけどそうすると、申請書の 2 ページの (1) の変更の理由 ってあるじゃないですか。
00:24:02	ここにその未払いであった工事等を伴う安全対策を反映することに伴 い、
00:24:07	書いてあるんですよ。
00:24:10	なんかそこと、
00:24:11	もともと強化に書いてあったことじゃって、非常に思うんですけど。
00:24:15	もともと許可の段階ではここは連続的になっていうのはまだわからなくて 今回工事をすると言って、詰めて連続的できたっちゃうことなんです が、でも許可で約束したことなんですよ。
00:24:27	原子燃料工業の後です
00:24:31	それ以外も、この工事等を踏まえ、
00:24:36	ぜひソフト対応で
00:24:39	何ていうんすかね準備が整っていなかったものも、今回 (1) の中に、
00:24:44	理由としてを込めたものもありますのでその点を全体を整理し、し直 して、申請の量を適正、
00:24:56	次したいと思います。
00:24:58	ありがとうございます。
00:25:00	それともう 1 点ですね、
00:25:03	50 条、
00:25:04	違うごめんなさい、33 条の、
00:25:09	申請書でいうと、33 条だと。
00:25:15	臨界安全管理えーとね、50 ページですね、ここに、
00:25:20	放射線従事者を全面的に操作員ということに書き換えてるんですけど、
00:25:27	これ、こういう趣旨なんでしたっけ。
00:25:46	原子燃料工業の岡田です。
00:25:49	こちらの、
00:25:50	次、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:25:53	こちら放射線業務従事者が作業するんですけども、許可の方で、この臨界の説明のところにおきましては、
00:26:03	操作員ということで明確にしておりましたので、
00:26:09	今回、その許可に、
00:26:11	合わせるということもありますので、操作員ということで明確にしたということがございます。
00:26:19	規制庁仲野ですそうすると何かこれも、
00:26:22	さっきと同じような話じゃないかなあとちょっと思ったんですよ。
00:26:26	この資料 1-2 でも読めないし、
00:26:30	どうですか。
00:26:33	原子燃料工業からです。この点んつきましても同様にその参考資料と、
00:26:40	の表説明と平仄をとれるようにですねお願いしたいと思います。
00:26:47	それともう 1 個ちょっとこれは質問なるんですけど 50 条で、
00:26:53	同じような感じで、
00:26:57	と PDF で言うと、59 ページなんですけど、ここですね、ここは、今度逆に作業者を、
00:27:04	放射性作業業務従事者に変えてるんですけど、
00:27:09	この理由は何ですかね、これもちょっと設工認読みきれなかったんですけど、
00:27:25	あれですよ。
00:27:30	原子燃料工業でございます少々お待ちいただけますでしょうか。はい。
00:27:38	の話。
00:27:53	原子燃料工業の角です。こちら 50 条はですねこの生姜の放射線管理の章でして、
00:28:02	さらにここ被ばく管理ということで、
00:28:06	作業シャーと若井。
00:28:09	ておるものですね
00:28:11	そ、そこはその野瀬管理を受ける対処ということで、それを放射線業務従事者ということで
00:28:23	あの、
00:28:24	実行のその一発で期待を、適正化したということになりますので、その同じページの 47 条に管理上の人区分ってことも、
00:28:36	放射線業務従事者ということで、
00:28:40	そ、どういったものが、大丈夫なのかということで、そこを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:28:46	等を整合とれるようにということで、
00:28:49	今回、適正化しています。
00:28:53	規制庁仲間です。わかりました。ただ、もともとの、
00:28:58	これ作業者っていう定義ラインですけど、
00:29:01	47条に書いてあるところ、管理区域、一時立入者っていうのを、
00:29:06	おそらく作業者に含まれるという認識だとするとですね、何か、
00:29:11	対象が狭まっちゃったようにもう見えなくもないんですけど、
00:29:15	管理区域一時立入者については、
00:29:18	線量を低く努めるようなことはやらなくてもいいんですかね。
00:29:25	原子燃料工業の要でございます。
00:29:29	ただいま越しのありましたところについてちょっと補足して説明させていただきますと、
00:29:36	我々の運用なのかもしれないですけど一時立ち入りシャーにつきましては
00:29:41	放射性物質を取り扱うような作業をさせないといったような管理をしますのでここはまさに業務従事者、
00:29:50	に変えても範囲を狭めるといったようなところは意図はしてはいないのですがその点ご指摘いただいたところも含めて、
00:29:59	どうあるべきかってのはちょっと検討をさせていただいて対応したいと思います。以上です。
00:30:08	規制庁仲間です。わかりました。別に決して、
00:30:11	変えろとか言ってるわけじゃなくて、どういう考えなのかっていうのをちゃんとしてもらえば別に。
00:30:15	いいと思いますので、
00:30:18	その点過剰に受け取らないようにお願いします。
00:30:22	あと私からは以上です。はい。
00:30:25	原子燃料工業藤原です。少しちょっと補足させていただきますと、ちょっと保安規定自体がですね、過去いろいろな過程を経てですね現在に至っております、
00:30:37	やっぱりその時その時でちょっと条項でですね、
00:30:40	先ほどの放射線業務従事者であったり、操作員であったり、ちょっといろいろな言葉が使われているケースがございますので今回、その辺を見直そうとして、
00:30:53	言ったところでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:30:54	放射線業務従事者というのはですね管理区域で作業する、設備を直接扱う人間以外でも補放管のものであったりですね、
00:31:07	品質のものであったりしてるんですが、ここで先ほどの臨界とかいうとですね設備を操作するものを、当然資格を有したものになってくるんですが、
00:31:19	そういったものに限定して、むしろ変えているということをしてます。ちょっと今、最後に仲野さんからいただいた部分ですね、そこはちょっと放射線管理で、
00:31:32	対象者を逆に狭めてるんじゃないかとアンリで、商社もありますので少し見直して検討した上で対応したいと思います。
00:31:42	以上でございます。
00:31:44	規制庁仲野です。ありがとうございます。
00:31:49	ちょっとすみません。規制庁の青木でございます。重ねて同じような経過の質問ですけども40条のところ、もう
00:31:57	第1項のところろうが下線で許可を踏まえた変更になっていると思うんですけど管理区域というものを三重の明示的に、ちゃんと
00:32:08	法令に基づく定義を定めたということでもありますけどもこれも、
00:32:14	記載の適正化なのかなとちょっと思うところもあるかなと思ってるところに※合わせて確認いただければと思います。あと、
00:32:22	2項のところは、ちょっと一緒に説明できるんで、あわせて伝えてまいりますけど、
00:32:28	変更前は、
00:32:30	破線で記載の適正化ではあるんですけども、2項のところは、
00:32:36	(1)の許可を踏まえた方の変更になってますんでここは見直しをしていただければと思います。
00:32:44	荒尾さん、以上です。ページ。
00:32:49	何ページか1、
00:32:51	わかったか。
00:32:56	わかるか、聞こえますでしょうか。
00:33:01	原子燃料工業でございますすみません、聞こえておりました少々お待ちいただけますでしょうか。はい。
00:33:15	原燃工要でございます。今ご指摘いただいた点につきまして変更前の、
00:33:22	以降は、
00:33:23	理由の(3)番の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:33:26	を示す記載の哲適正化を示す点線で、
00:33:31	変更後が実線になっているという、その違いについてのご指摘だったかとは、
00:33:37	思います。
00:33:39	で、
00:33:44	そうですね我々としましてはその40条、一行目のですね、40条の管理区域の、
00:33:51	定義、設工認でも、こういったようなところを、
00:33:54	管理区域に設定するといったようなことを当時米の機能としても書いてございますので、それを受けての対応というところで、変更後には実践しておりましたが、
00:34:05	事項につき、2項のその部分、同じような記載の部分は削除となりますのでこれもちょっと、
00:34:13	こちらについては記載の適正化と考えておまして、今のような線引になっております。また先ほどからご指摘いただいている
00:34:23	変更理由の区分の適正化とあわせまして、今一度検討したいと思います。
00:34:30	以上です。
00:34:31	はい。よろしく申し上げます2項のところ Lower 変更前と後で破線と実線で変わるってところがちょっと気になったってところです。1項のところは今のご説明で理解しましたありがとうございます。
00:34:44	続きまして、
00:34:50	今、コメントリストは見えてますでしょうか。
00:34:55	はい。確認できております。こちらの4番のところをご説明させていただきましても、ちょっとあの会計で定められているのかというのをちょっと確認したくてもし定められているのであれば参考資料とかです
00:35:09	参考資料の1-11-2 どちらでもいいんですけども、括弧書きとかです
00:35:17	下位規定で定められているというところをちょっと、
00:35:21	追記していただきたいなと思っているところがございまして、
00:35:26	具体的なところをお伝えすると、例えばですけども参考資料の1-1。
00:35:36	もう20ページ目ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:35:44	添付資料全般についてちょっと同じような感じのところが見受けられるんですけども、例えば、この凍結のところですね、凍結発生時に必要な、
00:35:55	要員を配置すると返すねえと資機材を配備する、必要な資機材を配備するっていうところで、改訂でも同じく、必要な資機材を配備するとか必要な要員を配置するというふうに定められておまして、その
00:36:09	必要な資機材って何なのかなっていうところではちょっと気になるところがありましてそういうところは括弧書きで
00:36:18	必要な資機材、
00:36:21	については規定で定められていることをちょっと括弧書きなりですね具体的になどを引いて欲しいとか、具体的な書きぶりが見たいとかそういうわけではないんですけども、ちゃんと定められていることがわかるような書き方にしていただければなと思っております。
00:36:44	あ、
00:36:45	原子燃料工業の要でございます。
00:36:48	ただいまのご指摘の点对応させていただいて資料を充実させたいと思います。以上です。
00:36:58	今のは1例ではあるんですけども、
00:37:01	そのほかにも、例えば、
00:37:07	少々お待ちください
00:37:26	24 ページ目ですねすいません。
00:37:41	の24 ページ目の一番上のところですけども、
00:37:47	ID カードによる出入り管理を行うというところに関してちょっと同じく、下位規定含めてID 管理をするところがちょっと見えないのでこういうところもう何ですかね、箱書きで補足的に、
00:37:59	他のところで定めているのであれば、そういうふうな売りにしていただければと思います。
00:38:09	原子燃料工業でございます承知いたしました。
00:38:11	はい。
00:38:12	その他4 番関係で質問がある方は規制庁側でいらっしゃいますでしょうか。
00:38:19	そ。
00:38:43	なり、
00:38:45	ちょっといいですよ。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:38:56	規制庁野村ですけど、これ、
00:38:58	我々の方ではかなりこういういろいろピックアップして、これわからんこれわからんという、
00:39:04	見つけてるというか、そう感じてるんですね、それ一つ説明スルー。
00:39:10	ことはないかなと思っております、今青木が言ったように
00:39:16	えーとですね、この参考資料の表の一番右側の下部規定でさえもわからないような、
00:39:24	古藤がどこに書いてあるのかってこと等、
00:39:28	がですねわかるような、例えば、会議の会議の文章の番号とか、
00:39:34	ここを参照するとか何かですねそのような形でわかるように、そういう、開会文書が存在してるということがわかればいいので、
00:39:44	別にその内容までチェックしようと思いませんので、
00:39:48	わかるように存在がわかっているればこちらとはここ CHASTE は納得できるっていうところ。
00:39:55	です。
00:39:56	そういうのはそういう文章があるというふうに、
00:40:00	思っていますので、
00:40:03	そう分かるようにしてくださいっていうことですね。
00:40:11	原子燃料工業でございます。承知いたしました。
00:40:17	あ、すいません規制庁内海です。青木さんちょっと一言僕いいですか。はい。
00:40:22	どうぞ。今、野村さんから、内野野村から言った通りなんですけど青木からのコメント四つ目の
00:40:30	文章。
00:40:31	とかで読めないものをしっかりと書いてくださいっていうので、
00:40:35	基本的に先ほど大村が言った通り左端の今、抜き出している資料で抜き出して、左端に書いてある記載がしっかりと保安規定とか下部規定で読めるようになってればいいので、そういうふうにやって欲しいんですけど。
00:40:48	特に例えば、
00:40:50	ページ数言うとかいうとまだ時間ありなんすけ例えばそう。
00:40:54	被ばく低減で簡易的なフードを設置しますとかいう時に、そのフードの設置の手順書ってのはあるんですかとか、風速をこう測定しますみたい時にその測定の具体できている側、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



00:41:05	あるのかとか、あと
00:41:08	例えば被ばく低減とかだと、公衆とか防災業務者の低減をしますといったところで、従事者の話が結構記載されてるんですけど、講習の話ってどこで担保してるんですかとか、
00:41:20	基本的には、左端の許可とか施工に抜き出している記載が、
00:41:25	担保されてるってことがしっかりと右側の方で見てるんですけどそういった点でちょっと、
00:41:30	1回見直して近すべき事項を追加していただければと思います。以上です。
00:41:39	原子燃料工業でございます。承知いたしました。
00:41:43	社長中野です。さらに補足していいですか。
00:41:47	今回その説明資料って、変更点と変更点じゃないところも多岐に渡って全部書かれてるので、これ全部見直すというところちょっと大変なので、
00:41:55	まず我々見たいところは、
00:41:57	変更に係る部分だけなので、
00:42:00	そこをちょっとやっていただければ構いませんので、
00:42:03	そうじゃないと作業が膨大になっちゃうんで、
00:42:06	その点だけ。
00:42:07	了承ください。
00:42:10	原子燃料工業でございます。承知いたしました。
00:42:14	規制庁野村です私からもう1点なんですけど今、なかなか言ったように、修正した部分、青字の部分になると思うんですけども、そこを中心にということなんですけど、
00:42:25	私の方で気になったのは怪文書の中でさえ必要に応じてとか、
00:42:32	とですね、何々側の恐れとか、ということが書いてあって、それ具体的に何ぞやっていうのはありますので、
00:42:42	私はそういうところが気になってます。その必要、必要に応じてって言ったなら、
00:42:47	どう、どういう場合ですか。
00:42:49	現場の方が判断するような材料を、君なんかこれ見て判断しろみたいなものが多分あるんでしょうから。
00:42:58	そういう文書が、
00:43:00	そういうことが書いてある文章があるよってことがわかるように、お願いします。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:43:08	原子燃料工業でございますご指摘の点、承知いたしました。
00:43:19	すいません規制庁青木でございます。衛藤。今、参考資料1-1を見てくださいかね。ここで審査会合のときに、
00:43:27	私の方から発言させていただきましたけども、その危険物の量とかその辺の話を踏まえて赤字で修正いただいていると思うんですけども、
00:43:37	具体的な量、
00:43:39	ていうところもこれまでの、
00:43:42	話とあわせてだと思えますけれども、この会計で定めるという形で、細かいところが定められているのであれば説明いただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。
00:43:57	原子燃料工業でございますご指摘の点、資料の方で反映させていただきたいと思えます。以上です。
00:44:05	はい。
00:44:06	はい。戸澤ですけれども、先ほど規制庁さんですけれども、あと中間の方から資料の修正にあたっては、淡路のところでは今回修正、今回の修正に関わるところ、優先的っていう発言はその通りで、最後に優先していただければいいんですけども、
00:44:25	今回最後ということで、一応全体見渡して、取りこぼしが無いということで事業所においては、全体きちんと直す、資料として整備する必要があるんで、
00:44:36	そのところは、
00:44:38	やらないでいいということではないので、
00:44:41	誤認をしないようにお願いします。
00:44:44	上地出野工業藤原です。今のご指摘の点承知いたしました。
00:44:56	規制庁青木でございます。怪文書関係の話はこれで終了させていただこうと思えます。
00:45:02	次に鈴木さんから、アクセスルートの件ちょっと質問いただいてもよろしいですか。
00:45:10	はい。規制庁の鈴木です。
00:45:15	資料1-1の、
00:45:20	16ページですかね。
00:45:23	ナンバー5-28っていうところですけども、
00:45:43	今の画面に映ってますところですけども
00:45:49	これは左側にあります、この

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:45:54	許可の、
00:45:55	に書いてある記載と、
00:45:58	こちらの青い字で書いてある保安規定の記載。
00:46:02	重要な記載っていうのが、
00:46:05	同じっていう理解でよろしいんですかね同じように、
00:46:08	書いてるっていう理解ですね。
00:46:17	原子燃料工業の要でございます。
00:46:20	はい。
00:46:21	今おっしゃっていただいたように、
00:46:24	許可からの
00:46:27	許可のは、はい。はい。許可からの反映すべき事項と、
00:46:33	同じことを書いております。
00:46:36	はい。
00:46:37	清町の鈴木です。
00:46:39	そうしますと、これ、まず、
00:46:42	第1加工棟の方なんですけどもこれは屋外
00:46:46	消火栓に、
00:46:48	より消火活動が円滑なるように、
00:46:51	僕、多点ものが1から第1加工棟の各室へのアクセスルート二つ以上確保するっていうことで、
00:46:59	そういう考えですっていう許可と同じ考えですっていうことでよろしいですね、ここは。はい。
00:47:06	よろしいですね。
00:47:09	第2加工棟について
00:47:13	なんですけども第2加工棟の消化って、
00:47:18	どういうふうに消化する。
00:47:21	でしたっけか説明ですと
00:47:25	屋外から、
00:47:27	どこへ行くんですか。
00:47:31	屋内消火栓行くにしたっけ。それと室内へ行くんですでしたっけ。
00:47:37	李原子燃料工業藤原でございます。
00:47:41	えーとですね、まず順番に説明しますと第1加工棟というのは平井でございます、そこについてはですね周囲建物周囲にある屋外消火栓で、基礎となります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:47:56	で、障防法できますコアの第2加工棟のような多数回になったものについてはですね、屋内消火栓を設置して、屋内消火栓ですね、ケース消火することになります。
00:48:10	でも等はですねもともとポンプとかですね、そうというのは、共有しておりますので、水の出所後ポンプについてはですね、
00:48:22	同じところがもとでそれに押し出された水が屋外消火栓であったり屋内消火栓であったり、そういうところからですね。
00:48:32	汚水されることになります。
00:48:35	以上になりますが、
00:48:39	規制庁の鈴木です。実際では第2加工棟、
00:48:44	この衛藤青井1の3行目なんですけども、
00:48:48	第2加工というのはアクセスルート及び室内、
00:48:52	消火栓から各支店のアクセスルートを各二つ以上確保するっていうことだとは思うんですけども、
00:49:00	記載だけかと思うんですけどこれ、
00:49:04	建物外から加工し、赤尾加古第2加工というのはアクセスルートっていうよりは
00:49:11	第2加工棟の屋内消火説、家のアクセスルートっていうことでよろしいってことでしょうか。
00:49:28	原子燃料工業でございます少々お待ちいただけますでしょうか。
00:49:32	はい。
00:49:51	いいですか。すいません待ちましょう原子燃料工業の柿木でございます。
00:49:56	こちらの記載でございますけれどもまず建物外から第2加工棟へのアクセスルートっていうのはですね、
00:50:03	建物外に人がいた時にですね第2加工棟に向かう、敷地内のアクセスルートを二つ以上設けると。
00:50:13	ということですねそれから及びから後では第2加工棟に入った後ですね。
00:50:17	屋内消火栓のところに行くんですがそこからですね火災発生した現場に行くルートを二つ以上確保すると。
00:50:26	いうそういう整理としてこちらに規定しているということでございます。以上です。
00:50:33	規制庁の鈴木です。
00:50:36	建物外から第二課工事にアクセスすると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:50:39	二つ以上確保するというのは
00:50:43	建物がいいから何かこう等へのアクセスって幾らでもできるんだと思うんですけども、
00:50:50	原燃、
00:50:52	あ、失礼しました原燃工の要でございます。あと、あ、失礼いたしました先ほど、
00:50:58	説明でちょっと補足させていただきます第2加工棟の建物を外から
00:51:04	第2加工棟にせ内に設置した屋内消火栓、
00:51:10	2、二つ以上のアクセスルートで、
00:51:13	アクセスできるというところが、許可の要求ですので
00:51:19	それがわかるような記載。
00:51:25	を検討したいと思います。以上です。
00:51:30	はい。規制庁の鈴木です。よろしくお願いします。
00:51:43	規制庁の大木です。続きましてコメントリストの5番目についてちょっと私の方から質問させていただきます。
00:51:55	まず申請書なんですけども、申請書の添付1になりまして、
00:52:21	今表示している。
00:52:23	ページを見てますでしょうか。
00:52:28	はい。確認できております。こちら内部火災の手順書の整備の24番で、環境安全部長が保安全管理組織の変更として、修正いただいているんですけど、火災を発見車載したものに、
00:52:42	粉末消火器による所初期評価を実施させるというふうになっているんですけども、
00:52:48	16番のところでは所長は、粉末消火器による消火を行わせ火災を拡大防止するとなっていて、ここの考え方をちょっと教えていただいてもよろしいですか。
00:53:04	原子燃料工業でございます。少々お待ちいただけますでしょうか。
00:53:33	原子燃料工業でございます恐れ入りますが
00:53:37	今青木様にご指摘いただいたページ数なんですけれども、PDFに印字されているページ数で189ページでよろしかったでしょうか。
00:53:48	はい。
00:53:55	ここ、
00:53:56	こちらの16番でよろしかったでしょうか。16番と24番の違いをちょっとご説明いただきたいという。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:54:07	はい。ありがとうございます。はい。
00:54:10	うん。
00:54:26	原子燃料工業の岡田です。
00:54:30	こちら 189 ページの注 6 番と 190 ページの 24 番の
00:54:39	横尾と真野小。
00:54:42	コア。
00:54:44	活動には、
00:54:45	違いはないんですけども、
00:54:49	フェーズが異なりまして、
00:54:54	190 ページの 24 番の方が、
00:54:59	通常といいますか
00:55:03	初期火災が発生してですね、それを消火器で消しに行くという話でして、
00:55:10	ここは部長が指揮するというので、一方で 189 ページの 16 は、主語が所長になっているんですけども、こちらはですね、
00:55:25	その食器小、粉末消火器。
00:55:30	で消化するんですけども、
00:55:33	そのあとの歯にですね、それでも、
00:55:38	藤季映ない困難な場合、
00:55:41	ていうのが後ろに続いてまして、具体的には粉末混合機等裏が大量にあるところですねそういったところに、
00:55:52	の火災を鎮火する時には本松清カーで、困難な場合はさらにですね、所長の指示で、
00:56:01	判断でですね、水を用いて、
00:56:05	消火させるとい、
00:56:07	ことがありますのでこの主語は、所長というふうにしております。
00:56:14	原子炉工業藤原です。もう少し補足させていただきますと、許可の時のですね審査で、やはり加工施設ウランがあるところ粉末の特にあるところについての、
00:56:28	ハウスイの許可っていうのはですね、事業所でショック
00:56:33	責任のあるものが、きちっと出すべきだというような、ご指摘等もあってですね、いろいろ議論なり、どういった状態で誰がどう判断するっていうのを、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:56:46	ご説明さしていただいた上でですね、我々の方もですね所長が判断すると。
00:56:54	いかなる場合でも所長がするというような形で記載しているところがございます。以上です。
00:57:01	はい、わかりました。衛藤。
00:57:03	水消火に関しては所長がっていうのは、そのステップが1個上がるっていうのは理解しているんですけども商売粉末消火のところと同じだったので、ちょっと気になったんですけども。
00:57:15	フェーズが違うということで理解しました。ありがとうございます。
00:57:20	海田。
00:57:24	原子燃料工業の方ですこちら 189 ページの 16 番の記載ですねそういう誤認もあり、
00:57:34	ので、ちょっと主語の位置をちょっと明確にするとかですねそのフェーズもちょっときちっと整理して、記載を適正化することを検討いたします。
00:57:47	はい。よろしくお願いします。
00:57:49	ちょっと重ねて
00:57:52	設計想定事象関係でちょっと気になったところなんですけども、今開いてますのが地震の手順書の整備も、
00:57:59	ところで、この3番。
00:58:02	じゃないよ。
00:58:07	すいません3番ですね。
00:58:10	環境安全部長というふうに主語なってるんですけど、この設置とかその辺の、
00:58:15	対応っていうのは、
00:58:18	設備管理部長になるのかなとちょっと思ったんですけども。
00:58:22	ちょっとその他にもですね竜巻とかでもそういうのが見つかってはいるんですけども、
00:58:27	ちょっと確認いただきたいなと思っております。
00:58:40	原子燃料工業の岡田です。
00:58:45	所、負かさに関してはですね、
00:58:49	そういう機器の設置、火災等に関わる機器の設置は、
00:58:55	消火ですと、所掌監視指示とかは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:59:01	実際に消しに行くようにとか、その話は環境安全部長ということとあとは、布施、その機器の管理とか設置はですね設備管理部長なので、こちらの方を適正化したいと思います。他の
00:59:15	ところについてもそういった、
00:59:19	ことで、全体見直しだと思います。
00:59:24	はい。よろしくお願いします。
00:59:35	続きまして、6番目に挙げている点についてですね、こちらの点について、
00:59:41	内海さんからご説明をお願いします。
00:59:47	規制庁内海です。私から言うのは今記載を出させていたでいる通りなんですけども、
00:59:55	許可で重大事故等、重大事故に至る恐れが事故とかに対しての資機材っていうのを許可で決めさせていただいて添付7の方で、
01:00:04	ちょっと具体的な資機材はどう管理されてるんですかっていうのは保安規定の別表21に記載されていて、その許可と保安規定の記載の点、愛銀というのは今回参考資料の1-3のPart IIの方で、
01:00:17	説明をいただいたと思うんですけども、ちょっとこれ
01:00:20	資機材がどういう管理されてるのかっていうのを確認された観点ですね。
01:00:25	これは資機材について施工人の仕様表における記載の状況っていうのを、ちょっと説明をいただきたいと思っていて、具体的には3段表みたいな形で、今
01:00:37	保安規定でこう入ってます。許可でホーム等と書いていて、プラス、施工認上の安全機能の設備としてこういうふうな形になってますって形の説明をいただければと思っていて、
01:00:50	施工認上の記載としては設備ワンコずっと後設備名ですかね。もうそこら辺を抜き出してそういった算段というな形で説明をいただければと思ってます。で、資機材の中にもおそらく施工認上では縫製機器としてあったり、
01:01:06	とか、するものもあるんでそういったところもとせ。
01:01:09	これ説明いただければと思っまして、
01:01:13	瀬古んとかで先ほど申しましたけど、何でこれ確認するかっていうとこれは資機材が

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



01:01:19	設計基準事故に対するものでし対処するもので使用するものなのかというところをちょっと明確にしたいところありますので、仕様表で読めないものがある場合は、それで設計基準事故対処で使用するものなのかどうかというところが、
01:01:34	明確になるような形で説明をいただければと。
01:01:37	思ってます。
01:01:38	なんで、ちょっと点、追加の資料作成になってしまって申し訳ないですけども、こういった形で資機材、重大事故等対処のための資機材について、保安規定と許可と施行日の記載を比べて、
01:01:51	それらが設計基準事故対処で使用するものかどうかってところの明確に説明いただければと思ってます。
01:01:57	次から以上ですけど、事業者が何か疑問点とかありますでしょうか。
01:02:05	原子燃料工業の岡です。今のご指摘の点につきまして3段の表で対比させた形で説明を、の表。
01:02:17	それと作成いたします。
01:02:22	その中で説明いたします
01:02:25	それで
01:02:28	なぜ事業所、
01:02:30	重大事項対象のための資機材の位置付け、
01:02:38	についてはですね許可の中で重大事項に至る恐れがある事項、
01:02:45	の想定というものをしましてその中で、その重大事故に至る恐れがある事項っていうのはその設計基準の単一故障の条件を、
01:02:56	さらに厳しくして、
01:03:00	火災、
01:03:03	複数同時火災が発生した場合に対処すると。
01:03:07	いう。
01:03:08	雨の、資機材を許可の方で上げています。
01:03:14	ところ、
01:03:15	この重大事故に至る恐れがある事項として想定した火災というものは急にそのレベルのものが発生するのではなくて、まず初期
01:03:25	消火が可能な範囲言えば、設計基準内で消火できるような、
01:03:32	被火災から始まってそれが
01:03:37	大きくなると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:03:38	というようなことですので、それに対処する設備というものは、設計基準内、
01:03:45	の設計のうちの、
01:03:47	資機材、
01:03:49	を用いて、粉末消火器ですとか、屋内アショア消火栓ですとか、
01:03:57	そういったものですね、ませず、
01:04:00	というものなので、
01:04:03	それらは、
01:04:06	その設計基準内から実施をするもの。
01:04:10	で重大事故に至る恐れが事故に、
01:04:13	の時になっても使うということで、ですので、
01:04:18	それらは設置は設工認対象として、
01:04:23	きちんと設工認をとって、
01:04:27	いると。
01:04:30	取ったものとしているという、いません。整理にしています。
01:04:36	そす。従いまして、その点、
01:04:41	その差、
01:04:43	その3段の説明の中で、説明させていただきたいと思います。
01:04:51	以上です。
01:04:52	規制庁です。了解さんの今、音でご説明いただいた内容ベースでちょっとサンダン票プラスアルファもし今日にはいなかったら別表の外でもいいんですけど、そこら辺ちょっと説明いただいて資機材の
01:05:04	設計基準事故での対処どうなってるかとか、施行にちょっと辺りとかの説明いただければと思います。よろしく申し上げます。以上です。
01:05:12	原子燃料工業が絶えず承知いたしました。
01:05:22	あ、内海は以上ですので、青木さんよろしくします。はい。
01:05:26	以上でコメントリスト関係は終わりになりますけども全体通して規制庁側からコメント、確認したいこと等ありますでしょうか。
01:05:38	これ核的制限値のやつは何か、後程資料で回答。
01:05:42	という感じですかね。
01:05:46	原子電力工業の藤原でございます。
01:05:48	ちょっとですねそれ例えばですねコメントいただいたところでいきますと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:05:56	集合輸送容器のところですね集合体括弧移送容器に収納って書いてるものと、輸送用集合提訴容器って書いてるようなところがあって、
01:06:06	これちょっとぎゃ若干許可と設工認で、同じものを指してるんですけど、文言が違ってたりしますので、ちょっともう一度整理してですね本来、
01:06:16	保安規定にどちらを書く方がいいのかも含めて、整理した上でですね資料で回答させていただきたいと思います。
01:06:26	以上です。
01:06:32	はい、よろしくお願いします。
01:06:37	その他、何かございますでしょうか。
01:06:46	区ごとに事業者側から何かございますでしょうか。
01:06:56	原子燃料工業でございます。事業者側からは特にございません。
01:07:02	はい、わかりました。ではこれで面談を終了させていただこうと思います。
01:07:07	ありがとうございました。
01:07:10	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。